

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る対応について

政府は、本年4月13日に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に關する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表しました。この基本方針中、多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出に係る基本的な方針において、「東京電力には、今後、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求める。」と記載されています。

この基本方針を受け、本年4月15日、福島県知事は経済産業大臣に対し、国の責任において、関係者等に丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう、5項目にわたる申し入れを行いました。

本県においては、原発事故から10年を経過した今日においても、避難生活を余儀なくされる県民は依然として多く、浜通りを中心とした風評対策も道半ばにあります。

また、漁業の全面再開を目前にしている地域、農林産物の風評被害払拭に全力を挙げている地域など、放射能汚染対策を継続して実施している状況であり、この段階においてALPS処理水の海洋放出は、これまで福島県民が取り組んできた生活再建、風評被害払拭の努力をないがしろにするばかりか、新たな風評被害等をもたらすものです。

このことから、これまでの公聴会等において、大多数の発言は、ALPS処理水の陸上保管を継続し、ALPS処理水からのトリチウム等除去技術開発を急ぎ、海洋放出を行わないことを求めています。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請いたします。

#### 記

- 1 福島県民をはじめとした多くの関係者は、ALPS処理水の陸上保管を継続し、ALPS処理水からのトリチウム等除去技術開発を急ぎ、海洋放出を行わないことを求めていることから、福島県民の同意を得た対応を図ること。また、国の責任において風評被害対策を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月17日

会津若松市議会議長 清川 雅史

あて

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長

その他関係筋